

# 令和7年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 令和7年5月27日（火）開会 午後2時00分～閉会 午後2時40分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員（17人）

会長	20番 久本純造		
会長職務代理者	19番 前田貞松		
農業委員	1番 久保繁	2番 牟田直志	3番 西口雪夫
	4番 立森和富	5番 林田芳信	6番 平野和敏
	7番 増田真美子	9番 森田正男	10番 中島康範
	11番 松本秀徳	13番 野田浩	14番 泉野政則
	15番 田渕勇二	17番 池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員（3人） 8番 補伽文夫 12番 江崎義明 16番 山開博俊

5 付議事件

- 第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）承認の件
- 第2号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見書聴取の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件

6 報告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書取下げの件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書修正の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理通知取消願の件
- 第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 主任 中山幸一

## 事務職員 久間利彦

### 9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和7年度諫早市農業委員会第2回総会」を開会いたします。

総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、8番・補伽文夫委員、12番・江崎義明委員、16番・山開博俊委員から欠席の届出がございます。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に5番・林田芳信委員、14番・泉野政則委員のご両人にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号)

それでは、議案第1号「令和6度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）承認の件」については、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表が義務付けられており、本日の総会で承認を得た後、市と全国農業会議所のホームページで公表するものです。

それでは、議案第1号について説明いたします。1ページ目をご覧ください。令和6年4月1日現在の概要でございます。1番が農業委員会の体制、2番が農家・農地等の概要を記載しております。

次に2ページ目をご覧ください。1の（1）農地の集積として、現状と課題、目標、実績の順に記載しております。令和6年度の担い手への集積については、②目標の表中3、840ヘクタールの集積目標に対し、③実績の表中3、816ヘクタールの実績で達成率は99.3%でした。続きまして、（2）遊休農地の発生防止、解消について、現状と課題、目標、実績及び調査の実施内容を記載しております。遊休農地を年間6.1ヘクタール解消するという目標でしたが、目標は達成しておりません。

次に3ページ目をご覧ください。（3）新規参入の促進についての現状と課題、目標、実績を記載しております。過去3年の平均は②目標の表中40.9ヘクタールの新規参入を目標に対し、4ページの③実績の表中3.7ヘクタールとなり、目

標は達成しておりません。

続きまして、2の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標として活動強化月間の設定と新規参入相談会への参加について目標と実績を記載しております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。目標の達成状況の標語について記載しております。成果目標と活動目標の達成状況に応じた点数により記載しております。

続きまして6ページ目です。事務の実施状況について記載しております。2の農地法第3条に基づく許可の事務で処理件数は85件ありました。3の農地転用に関する事務は125件のうち、不許可はございませんでした。違反転用への対応は従前からの数値を記載しております。以上で議案第1号の説明を終わります。

- 議長 議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。  
(議案第2号)
- 議長 次に、議案第2号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」につきまして、ご説明いたします。
- 今日は、1件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございます。1番については軽微な変更によるものとし、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。
- 1番、湯野尾町の畠1筆344m<sup>2</sup>の農地について、堆肥舎を建設するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。
- 本件は、湯野尾町において営農されている申出人が、新たな堆肥舎を建設するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。
- なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請する予定となっております。議案第2号は以上となります。
- 議長 議案第2号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、議案第2号の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第2号の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。  
(議案第3号)
- 議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」をご説明いたします。

1番、小野地区、小野島町の農地4筆、計3, 441m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、19, 046m<sup>2</sup>です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約28年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約40分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、多良見地区、多良見町木床の農地1筆、264m<sup>2</sup>について、以前から耕作していた農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、264m<sup>2</sup>です。今まで、家族と一緒に農作業をされており、今後も引き続き一緒に農作業を行うとのことです。また、大型農具は所持しておりませんが、贈与を受ける農地は狭く、手作業での耕作に問題ないとのことです。また譲受人は、農業に約10年間従事されており、自宅から申請地までは車で約3分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、1, 233m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、7, 328m<sup>2</sup>です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は、460メートルですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、小長井地区、小長井町井崎の農地3筆、計1, 783m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、17, 025m<sup>2</sup>です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約37年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で5分以内ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小長井地区、小長井町川内の農地3筆、計1, 477m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、1, 746m<sup>2</sup>です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また農業に約15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で5分以内ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小長井地区、小長井町遠竹の農地2筆、計3, 863m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、8, 872m<sup>2</sup>です。トラクターや耕運機等の機械を所有されています。また農業に約6年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分内ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で第3号の説明を終わります。

## 議長

議案第3号の説明がありましたので、1番について小野地区担当の委員さん補

- 足説明をお願いします。
- 委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、飼料米やイタリアングラスを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、2番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、キュウリや玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜や大根を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

- 議長 次に、4番から6番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないと意見でした。ご審議をお願いします。
- 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないと意見でした。ご審議をお願いします。
- 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において、水稻やたまねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないと意見でした。ご審議をお願いします。
- 議長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、4番から6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、4番から6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第4号)
- 議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、中田町の田1筆229m<sup>2</sup>の農地と併用地を合わせた合計252.54m<sup>2</sup>を農業用倉庫用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農用地区域です。申請者ですが、中田町等において営農されておりますが、農業用倉庫が老朽化したため、新たな農業用倉庫を整備するものです。盛土を最高0.55m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。なお、令和6年9月5日付けで農用地利用計画の軽微な変更がなされています。また、法定外公共物払下げ申請中です。
- 2番、高来町平田の畠1筆838m<sup>2</sup>の農地を駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請人は中古自動車販売・整備業を営んでおりますが、代車及び営業

者用の駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備するものです。盛土を最高2.0m施し、法肩から既存側溝まで素掘側溝を設け、土砂等の流出を防ぎます。雨水は敷地内に素掘側溝を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。議案第4号につきましては以上となります。

- 議長 議案第4号の説明がありましたので、1番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議員 次に、2番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第5号)  
議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、長野町の畠1筆500m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（20年）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.2m施し、法面保護を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融

資證明書で確認しています。なお、令和7年2月14日付けで農用地からの除外がなされております。また、都市計画法第43条開発許可申請中です。

2番、小野島町の現況地目畠1筆263m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水等については下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については融資證明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

3番、長田町の田3筆合計1,988m<sup>2</sup>の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は運送業を営んでおりますが、資材置場が不足しているため、新たな資材置場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.2m施し、L型擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しております。

4番、高来町上与の畠1筆358m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、土留め工事を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資證明書で確認しています。

5番、高来町富地戸の畠1筆522m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、緩衝地を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については溜柵から地中に浸透し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資證明書で確認しています。

6番、小長井町小川原浦の畠1筆465m<sup>2</sup>の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。申請者は漁業を営んでおりますが、いかだ用の竹材、ブイを補完するの資材置場が不足しているため、新たな資材置場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書

- が添付され、資金については通帳で確認しております。議案第5号につきましては、以上となります。
- 議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 1番と2番について、説明いたします。
- 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議員 次に、3番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、4番と5番について、高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 4番と5番について、説明いたします。
- まず4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 続いて5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議員 次に、6番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号)

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、ご説明いたします。

1番、小野地区小野島町の農地1筆971m<sup>2</sup>、使用賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

2番、小野地区小野島町の農地1筆899m<sup>2</sup>、使用賃借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

3番、小野地区小野島町の農地1筆11,117m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

4番、長田地区小豆崎町の農地1筆1,660m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農地中間管理事業の活用に繋がります。

5番、長田地区長田町の農地1筆349m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、イチゴの生産を主体に経営されます。今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

6番、長田地区長田町の農地1筆1,145m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、イチゴの生産を主体に経営されます。今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

7番、長田地区長田町の農地1筆1,147m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されま

す。今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

8番、長田地区長田町の農地1筆2, 166m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されます。今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

9番、長田地区猿崎町の農地1筆1, 216m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

10番、長田地区猿崎町の農地1筆343m<sup>2</sup>、使用貸借10年で、新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

11番、多良見地区多良見町野副の農地1筆676m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかん、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

12番、多良見地区多良見町舟津の農地1筆294m<sup>2</sup>、賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

13番、多良見地区多良見町舟津の農地2筆533m<sup>2</sup>、賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

14番、森山地区森山町田尻の農地3筆2260. 26m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで、引き続き農業経営を行います。

15番、高来地区高来町里の農地1筆1, 923m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、たまねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることで農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区福田町の農地4筆5, 100m<sup>2</sup>、諫早地区福田町の農地1筆952m<sup>2</sup>、諫早地区福田町の農地1筆346m<sup>2</sup>、諫早地区福田町の農地3筆3, 206m<sup>2</sup>、諫早地区福田町の農地1筆1, 478m<sup>2</sup>について、16番から20番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、生姜、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は賃貸借となっており、貸借期間は、従前の貸借期間の残存期間である、2年5か月となっています。

以上 第6号議案の1番から20番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。

また、1番から20番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長 議案第6号の1番から20番の説明がありましたので、1番から20番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から20番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から20番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告)

事務局 次に、報告案件について、事務局より報告願います。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から3件、長田地区から4件、森山地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件合計11件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請書取下げの件」について報告します。

1番、諫早地区、本明町の農地1筆、172m<sup>2</sup>につきまして、令和7年4月10日付で申請書が提出されましたが、全部効率利用要件を満たさないことが確認され、今回申請書の取下申立書が提出され、取下げとなりました。

報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請書修正の件」について報告します。

1番、多良見地区、多良見町野川内の農地3筆、2,076m<sup>2</sup>につきまして、令和7年4月10日付で申請書が提出され、令和7年4月28日付許可した件につきまして、申請理由に誤りがあったとのことで、令和7年5月13日付で、内容修正の申立書提出があった旨報告いたします。内容は、「贈与」とあるものを「売買」と修正するものです。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件」について報告します。

1番、真崎町の畠1筆2,472m<sup>2</sup>について、令和2年5月12日付け駐車場にする旨の届出がありましたが、当該用地に至るまでの私道の通行許可を得られなかったため、取消願の提出があったものです。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、久山町の畠1筆138m<sup>2</sup>を住宅用地とする売買の届出です。

2番、多良見町木床の田1筆446m<sup>2</sup>を駐車場用地とする売買の届出です。

報告第6号「農地改良等届書受理の件」について報告します。

1番、飯盛町里の田1筆1,041m<sup>2</sup>を、低地であり排水が悪いため田畠転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、根菜種(じゃがいも、そら豆等)を作付する計画となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お詫びします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理をするものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)承認の件 1件

議案第2号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 1件

議案第3号 農地法第3条許可 6件

議案第4号 農地法第4条許可 2件

議案第5号 農地法第5条許可 6件

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件 20件

以上、審議件数は、全部で36件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

議長

議事録署名人

議事録署名人